

目標 番号	次期中期目標	計画 番号	次期中期計画
	<p>熊本県立大学は、これまで「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」を理念に掲げ、地域社会における高等教育機会の提供、人材育成、教育研究による社会への貢献という役割を果たしてきた。</p> <p>公立大学法人へ移行した平成18年度からは「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンに掲げ、教育研究等の質の向上、大学運営の改善・効率化等に積極的に取り組んだ。中でも熊本県の文化・歴史・自然・社会・産業を題材とした地域実学主義に力を注いだ。これらの取組の結果、地域貢献の分野で高く評価され、財務状況も良好に推移するなど、順調な成果を上げてきた。さらに、人文科学・自然科学・社会科学の3分野すべての教育課程で学士・博士前期・後期課程が完備され、名実ともに高度な高等教育機関としての体制が整備された。</p> <p>これからの第2期中期目標期間において熊本県立大学は、時代の要請や社会経済情勢の変化を敏感に捉え、個性や特色を明確にしなが、本県唯一の公立大学として学生や県民の期待により一層応えるため、次のような大学を目指す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会を担う人材育成の拠点としての大学 豊かな教養を備え、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる有為で、創造性豊かな人材を育成する。 ・ 地域社会の発展に貢献する知的創造の拠点としての大学 専門的かつ最先端の学術研究を充実させ、総合的な大学という特色を生かした学際的な研究を推進して、地域社会で発生する様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果を広く普及させ、地域社会の発展に貢献する。 ・ 地域社会における学習・交流の拠点としての大学 地域社会のニーズに応える学習の場を提供して、県民が必要に応じて教育を受けることができるようにするとともに、学術、教育、文化等の関係機関や海外協定校との交流・連携を推進する。 <p>このような大学を実現するため、県は、公立大学法人熊本県立大学が今後の6年間に推進すべき具体的な取組について中期目標を定める。</p>		
	<p>◇ 中期目標の期間</p>		<p>◇ 中期計画の期間</p>
	<p>平成24年4月1日から平成30年3月31日まで</p>		<p>平成24年4月1日から平成30年3月31日まで</p>
	<p>◇ 重点目標</p> <p>(1) 教育の質の向上 これまで取り組んできた地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、学位授与の方針に基づき教育課程編成・実施の方針を明確化し、教育課程の検証・見直しを行うとともに、各授業科目の成績評価基準の明確化と客観的な評価方法の運用によって教育の質を確保する。 また、地域企業や地域社会との連携を強化し、独自のキャリア教育を確立する。</p> <p>(2) 特色ある研究の推進 これまで成果を上げている自治体や企業との共同研究等に加え、今後、全国をリードするような研究の推進に向け、独自性のある研究の方向性を明確化し、その推進を図る。</p> <p>(3) 地域貢献活動の更なる推進 これまで高く評価されている地域貢献活動の更なる推進を図るため、大学・試験研究機関等との連携を強化し、共同研究成果を地域社会へ普及させる。</p>		<p>◇ 重点目標を達成するための取組</p> <p>熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」のスローガンの下、地域に根差した教育と研究を実践し、第1期中期計画期間においては、教育の質の向上、研究の推進、地域貢献活動の推進に取り組み一定の成果を得た。第2期においても引き続き「教育の質の向上」、「特色ある研究の推進」、「地域貢献活動の更なる推進」をこの期間における本学の使命と掲げ、これまでより更に高いレベルの教育・研究活動を展開していく。</p> <p>(1) 教育の質の向上への取組 第1期では、文学研究科に博士課程を整備した。これにより本学には学士課程、博士前期課程、博士後期課程が揃い完全な教育体制が完成した。また、学際的な環境共生学部において学科制を導入し、人材育成を強く意識した教育体制を整備した。また、大学教育の近年の特性に鑑み、キャリアデザイン教育システムを構築し、加えてディプロマ・ポリシーの明確化など教育の質の向上に取り組む手立てを完備した。その結果、卒業研究を地域企業や地域社会と協働で行う「学生GP制度」が文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に採択された。 第2期では、学部と大学院との接続・連携の強化、人文科学・自然科学・社会科学の「知の統合」を目指す全学共通教育プログラムの開発、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの間に位置するカリキュラム・ポリシーの点検と明確化等を踏まえ、教育課程の編成及び成績評価基準の精緻化に取り組み、教育の質を更に高めていく。また、「学生GP制度」の定着と実質化に取り組むとともに協定校をはじめとする海外大学との交流を深め、教育の国際化を推進する。</p> <p>(2) 特色ある研究の推進への取組 第1期では、科学研究費補助金への全教員応募を目標に掲げる一方で、学内的には学長特別交付金制度や学会発表支援制度による研究支援を実施した。また、外部研究資金に関する公募情報の提供及び事務支援、出版助成制度の導入など大学の研究力の源である教員個人レベルの研究活動の活性化に取り組んだ。その結果、中期期間の最終年度において科学研究費補助金への応募率が97%となった。 第2期では、教員の研究活動を更に高めるため科学研究費補助金への応募を義務化する。また、重点的に推進する研究の方向性を明確化し、「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」は日本有数、「基礎自治体との共創的研究」及び「言語・文学・文化の横断的研究」は九州不可欠なものを目指し、推進組織の整備も含め独自性のある研究として社会に認められるよう組織的推進を図る。</p> <p>(3) 地域貢献活動の更なる推進への取組 第1期では、地域連携センターの開設に続き、基礎自治体等との包括協定制度の導入、継続的に専門職能開発が地域において可能なように熊本県立大学CPDセンターを開設した。また、地域との連携教育研究推進制度を作ることで法人化前の地域交流から地域連携へと進化が見られた。『全国大学の地域貢献度ランキング』（日本経済新聞社）1位（平成21年度）はその一つの表れである。 第2期では、包括協定の実績の下、本学の特色を活かした連携を強化し、組織的な推進体制を構築し、研究成果と研究情報の定期的な発信の機会を設ける。また、大学・試験研究機関等との相互協力による地域産業の振興に資する研究活動を強化する。そして高等教育機関としての九州全域での貢献を視野に「熊本県立大学CPDプログラム」の開発・提供に努める。</p>

目標番号	次期中期目標	計画番号	次期中期計画
	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標		I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組
	1 教育に関する目標		1 教育に関する目標を達成するための取組
	○公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。		
	<学士課程教育>		
1	<ul style="list-style-type: none"> 論理的な思考で自ら課題を抽出・分析し、創造的な解決策が提示できる人材。また、総合的な判断ができる人材。 積極性、自律性、行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材。 地域社会や国際社会に興味・関心を持ち、多様性を認めることができる人材。また、コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネットワークを形成できる人材。 高い職業観を持ち、主体的に自らの職業人生を構想・設計できる人材。 		
	<大学院教育>		
2	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や能力を応用できる人材。特に博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材。 		
	(1) 入学者受入れに関する目標		<入学者受入れに関する目標を達成するための取組>
3	① 適正な入学定員を設定するとともに、多様な選抜方法を活用して、各学部・研究科の入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を確保する。	(1)	社会の状況や受験生の動向に配慮しながら、一般選抜・特別選抜のあり方について検証し、選抜方法について、必要な改善を加える。
4	② 大学院では、学内からの優秀な進学者の確保に努めるとともに、社会人や外国人留学生が学びやすい体制を整備し、受入れを積極的に進める。	(2)	優秀な内部進学者の確保に向け、学部と大学院との関係を強化し、連携の仕組みを作る。また、優秀な社会人・外国人留学生の確保に繋がる取組を行うとともに指導体制を充実する。
	(2) 教育内容・方法に関する目標		<教育内容・方法に関する目標を達成するための取組>
5	① 地域に学ぶことを重視し、実践的・総合的な教育を充実する。	(3)	人文科学、自然科学、社会科学の「知の統合」の教育の核となる全学共通の教育プログラムを開発する。
		(4)	教養教育については、初年次に必要な教育と4年間で修得する知識・能力の総合性のバランスに配慮した教育を充実する。
		(5)	専門教育については、学部、学科ごとに地域の諸問題を題材とした特長のある取組を充実する。
		(6)	外国語教育については、語学習得への意識・意欲を高めて語学能力の育成を図るため、現行のあり方を見直す。
		(7)	九州で優位な「食健康と食育に係る人材養成拠点」の形成を目指す。
6	② 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確にするとともに、その方針に沿って教育課程の検証・見直しを行い、体系的な教育課程を編成する。	(8)	平成25年度末までにカリキュラム・ポリシー(CP)を明確化し、公表する。その上で、アドミッション・ポリシー(AP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、ディプロマ・ポリシー(DP)を踏まえた教育課程を編成する。
		(9)	学士課程と博士前期課程の一貫教育について、必要性和有効性を検証し、導入を図る。
		(10)	大学院教育では、学位の質保証につながる教育に向けて教育内容を見直す。
		(11)	大学院教育では、教員免許制度改革の動向を勘案し、教育課程の検討を進める。
7	③ 十分な教育効果が得られるよう教育方法の検証・見直しを行うとともに、その結果に基づき、多様な教育方法を実施する。	(12)	自ら考え、意見を述べる能力の育成及び授業の双方向性を高めることを目的に授業方法を改善する。
		(13)	管理栄養士国家試験について、合格率90%以上を目指す。そのためにカリキュラムや教育内容を含めた教育体制について逐次見直すとともに、各授業科目間の連携を強化する。
8	④ 地域企業や地域社会と連携したキャリア教育を確立し、学生の就業力を向上させる取組を強化する。	(14)	学年進行や学問領域に応じたキャリアデザイン教育を展開する。また、「学生GP制度」の定着と実質化に向けた取組を進める。
		(15)	学部、学科教育の目標と取得可能な資格の位置づけを明確化し、学生の資格取得に必要な支援を行う。
	(3) 教員の能力に関する目標		<教員の能力に関する目標を達成するための取組>
9	① 教員一人一人が、教育を重視、充実することの重要性を認識したうえで、社会の要請や学生のニーズに応える教育を行うことができるよう、教員の教育力を向上させる。	(16)	教員の教育能力の開発及び学部・学科・コースの組織力向上に向けて、FDIに取り組む。
10	② 教育の質の向上のため、教員の教育活動について、適切な評価、改善を行う。	(17)	教員の教育活動について、個人評価制度による自己評価及び授業評価アンケート等による他者評価を活用し、教育改善を進める。
	(4) 教育の実施体制等に関する目標		<教育の実施体制等に関する目標を達成するための取組>
11	① 教育研究の進展、社会の要請、学生のニーズに柔軟に応える教育を行うため、必要な実施体制を整備する。	(18)	大学の設置理念に基づき、教育力・研究力の向上に資する学部・学科組織の構築に向け、学部・学科の改組及び収容定員について検討する。
		(19)	大学院教育では、教育・研究の指導に組織的に取り組むため、複数教員による研究指導を拡充する。

目標番号	次期中期目標	計画番号	次期中期計画
12	② 各授業科目の成績評価基準を明確化するとともに、導入した客観的な評価方法を的確に運用し、教育の質を確保する。	(20)	各授業科目について、シラバスを点検し、成績評価基準の精緻化に取り組む。
		(21)	学位の質保証の観点から、卒業及び修了までに修得すべき知識・能力について、評価の客観性を高める。
		(22)	英語教育について、次のことに取り組む。 ① 学部、学科において、修得すべき英語能力を明確にし、各種英語運用能力検定試験の受験により修得した能力を客観的に検証する。 ② 英語英米文学科では、個々の学生に対応した支援体制を作り、総合的な英語運用能力の向上を図る。なお、英語能力試験については、学生に個別達成目標を設定させるとともに、4年間の向上率の学年平均10%以上を学科目標とする。
13	③ 学生の学習意欲や教育効果の向上を図るため、学生の学習環境を適切に整備する。	(23)	単位制度の実質化の観点から、キャップ制度を導入する。
		(24)	学習意欲の持続に向け学習指導体制の充実を図る。
2 研究に関する目標		2 研究に関する目標を達成するための取組	
(1) 目指すべき研究の方向に関する目標		<目指すべき研究の方向に関する目標を達成するための取組>	
14	① 人文科学・自然科学・社会科学の3分野を有する大学の特色を生かし、学際的な研究や基礎研究を推進する。	(25)	人文科学・自然科学・社会科学の3分野の基礎研究を極めるとともに、分野間連携研究を推進する。
		(26)	研究活動を活性化するため、科学研究費補助金への応募を義務化する。
15	② 社会の要請に積極的に対応するため、地域課題の解決に役立つ研究活動を推進する。	(27)	地域に貢献する「基礎自治体との共創的研究」の拠点形成を目指し、次に掲げる研究を重点的に推進するなど「地域課題に関する研究」を発展させる。 ・ 地域の環境共生型社会の構築に関する研究 ・ 地域社会の持続的な創造への枠組みに関する研究
16	③ 熊本県立大学として独自性のある研究の方向性を明確にしたうえで、推進する。	(28)	「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」を重点的に推進する。
(2) 目指すべき研究の水準に関する目標		<目指すべき研究の水準に関する目標を達成するための取組>	
17	研究成果が国内外で高く評価される水準を確保・維持する。	(29)	国内外で高く評価される研究水準を確保・維持するため、次のことに取り組む。 ① 学協会等での発表、外部研究資金の獲得を推進する。 ② 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」は日本有数、地域に貢献する「基礎自治体との共創的研究」及び「言語・文学・文化の横断的研究」は九州不可欠なものを目指して推進する。
(3) 研究の推進に関する目標		<研究の推進に関する目標を達成するための取組>	
18	① 研究水準の向上のため、教員の研究活動について適切な評価・改善を行う。	(30)	研究活動について、個人評価制度等により点検・評価を行い、改善に努める。また、外部研究資金獲得に伴う間接経費の適切な配分について、検討する。
19	② 優れた研究を推進するため、組織的な研究支援を促進し、効果的な研究環境を整備する。	(31)	「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」、「基礎自治体との共創的研究」、「言語・文学・文化の横断的研究」について、推進組織を整備する。
		(32)	研究に必要な学術情報を適時・適確に利用できるよう、学術情報検索機能の拡充などの環境整備を行う。
3 地域貢献に関する目標		3 地域貢献に関する目標を達成するための取組	
20	(1) 県、市町村、企業その他の団体との連携を深め、それらの団体を支援するシンクタンク機能を充実・強化する。	(33)	これまでの包括協定に基づいた活動の成果を踏まえ、本学の長を活かした連携や組織的な推進体制の構築に取り組む。
21	(2) 大学・試験研究機関等との連携を強化して地域産業に関する共同研究等を行い、研究成果の公表や現場への普及活動等を通じて、研究成果を地域社会に役立てる。	(34)	研究成果・研究情報を定期的に発信する機会を設け、大学・試験研究機関等との相互の協力により地域産業の振興に資する研究活動を行い、その成果を還元する。
22	(3) 県民の学習ニーズに応える取組を体系化し、県民の生涯学習と専門職業人の継続的な職能開発の支援を充実・強化する。	(35)	本学の長を活かし、九州全域を対象とした教育上の貢献を果たすため、次のとおり活動を展開する。 ① 知識基盤型社会の進展に対応し、その時々々の社会的課題に関する各種公開講座等を開講する。 ② 生涯学習ニーズに対応した、多様かつ幅の広い学習プログラムを提供する。 ③ 専門領域における競争と革新に対応する「熊本県立大学CPDプログラム」を開発し、提供する。
4 国際化に関する目標		4 国際化に関する目標を達成するための取組	
23	(1) 学生に異文化への理解を促し、グローバルな視点から物事を考える能力を身につけさせるため、学生の国際交流を推進する。	(36)	学生の国際的視野の涵養を目的に協定校等への研修・留学を促進する。また、研修生・留学生の受け入れを促進するため、受入施設の整備を図る。
24	(2) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、諸外国の大学等との連携を深め、研究者交流、国際共同研究等を推進する。	(37)	海外研究者の招聘や協定校をはじめとする海外大学とのシンポジウム開催等により、教育の国際化や研究者交流の推進、国際共同研究への進展を図る。
		(38)	若手教員の育成に向け、海外研修・留学の機会を広げる。

目標番号	次期中期目標	計画番号	次期中期計画
	5 学生生活支援に関する目標		5 学生生活支援に関する目標を達成するための取組
25	(1) 学生の人的成長がボランティア活動や課外活動で培われることを重視して、こうした学生の活動を支援する。	(39)	課外活動及びボランティア活動等に関する指針を策定し、学生の諸活動を支援する。
26	(2) 学業成績・人物ともに優秀な学生の進学や修学を支援する経済的支援体制を充実し、その内容を積極的に公表する。	(40)	奨学・育英の両面から効果的な経済的支援のあり方を検討し、改善を図る。
27	(3) 学生が安心して学生生活を送ることができるように、心身の健康保持のサポート体制等を充実・強化する。	(41)	心身に障がいのある学生が修学するうえで必要なサポートを行う。
		(42)	心身両面における学生サポート充実のため、保健センター・学生相談室及び人的支援体制を充実する。
		(43)	個人情報の管理に留意しつつ、学生指導のために必要な情報の種類と情報共有の範囲、そのために必要なシステムと管理体制を具体化する。
28	(4) 学生が求める企業・就職情報の収集・提供を促進するなど、就職支援を充実する。	(44)	就職支援を見据え、社会との接続を念頭に学生と社会とをつなぐ諸活動を推進する。
	II 業務運営の改善・効率化に関する目標		II 業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組
	1 大学運営の改善に関する目標		1 大学運営の改善に関する目標を達成するための取組
29	(1) 理事長と学長のリーダーシップのもと、法人化後整備された組織体制を生かし、社会状況の変化に迅速に対応する。	(45)	法人化後に整備した理事長を議長とする理事会、経営会議、運営調整会議及び学長を議長とする教育研究会議を中心に大学の運営状況を検証し、必要な対策を講じる。
30	(2) 文書等の適正な管理と歴史資料として重要な文書の適切な保存を行い、広く利用に供する。	(46)	文書等の管理及び歴史資料として重要な文書の保存について、関係規程に基づき、適切に行う。
	2 教育研究組織の見直しに関する目標		2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための取組
31	社会の要請に積極的に応えるため、学部学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直す。	(47)	大学を取り巻く環境の変化等に的確に対応していくため、組織の機能を検証しながら効率的・効果的な組織体制を構築していく。
	3 人事の適正化に関する目標		3 人事の適正化に関する目標を達成するための取組
32	(1) 教育研究活動を活性化するため、事務職員の能力開発を推進するとともに、教職員の適正な人事・評価を行う。	(48)	事務職員の資質の向上を図るため、現行のSD計画の研修プログラムを充実させ、学内外における研修を計画的に実施する。
		(49)	新規に採用する准教授・講師について、一定の任期付きの雇用の後、審査を経て、定年までの雇用とする制度を導入する。
		(50)	事務組織の専門性を高め、安定的な業務の継続・継承を図るため、法人独自の事務職員を計画的に採用する。
33	(2) 専任教員の年齢のバランスに配慮しながら、博士号取得者の教員採用等優れた人材の確保によって教育研究の活性化を図る。	(51)	各学部における中期的な人事計画による定数管理の下、専門分野、職位、資格、年齢構成等を全学的に検討する「枠取り」方式に基づき、博士号取得者の中から教員を採用することを原則とする。
	4 事務等の効率化・合理化に関する目標		4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組
34	事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。	(52)	業務の効率化を図るため、業務の可視化による点検を行い、外部委託の活用並びに情報システムの新規導入・機能強化及び管理の一元化等を外部の人材を活用しながら検討し、業務改善を進める。
	III 財務内容の改善に関する目標		III 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組
	1 自己収入の増加に関する目標		1 自己収入の増加に関する目標を達成するための取組
35	安定的な財政基盤を確立するため、授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保に努める。	(53)	授業料、入学金等の学生納付金については、教育内容や環境の整備状況、他大学の動向、社会状況の変化等を総合的に勘案しながら設定する。
		(54)	授業料の納期を現行の3期制から授業形態のセメスター制に合わせて2期制へ移行し、授業料の円滑な確保に努める。
		(55)	外部資金の確保については、教育、研究などに区分したうえで積極的に取り組む。
		(56)	本学独自の教育研究活動を充実させるため、熊本県立大学未来基金について、恒常的寄附金事業として継続して募集を行い、効果的に活用する。
	2 経費の抑制に関する目標		2 経費の抑制に関する目標を達成するための取組
36	既に実施している経費節減等の取組を検証しつつ、大学の業務全般について更に効率的な運営に努め、経費の抑制を図る。	(57)	「公立大学法人熊本県立大学環境配慮方針」に沿って、毎年度エコ・アクションプランを策定し、環境への負荷を低減する取組を検証しながら改善、実施することにより経費の抑制に努める。
	IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標		IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組
	1 評価の充実に関する目標		1 評価の充実に関する目標を達成するための取組
37	自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者機関の評価を受け、これらの評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するという組織的なマネジメントサイクルを充実させる。	(58)	大学の改革を進めるため、自己点検・評価委員会を中心に、毎年度エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し公表する。また、平成28年度までに認証評価機関による評価を受け、その結果を必要に応じて次期(第3期)中期計画に反映させる。
	2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標		2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標を達成するための取組
38	教育研究活動等について国内外に十分認識されるよう、広報機能を更に強化し、大学に関する情報を積極的かつ効果的に発信する。	(59)	研究活動の広報、各種調書作成での活用を前提とした教員の教育研究活動に関するデータベースを再整備し、効果的に発信する。
		(60)	ホームページで公表する研究者情報や大学院に関する情報について、外国語版を充実する。

目標 番号	次期中期目標	計画 番号	次期中期計画
	V その他業務運営に関する重要目標		V その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組
	1 施設設備の整備・活用等に関する目標		1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組
39	既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修を進めるとともに、施設設備の有効活用を推進する。 なお、整備改修に当たっては、ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。	(61)	新たな建物等保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、ユニバーサルデザイン、省エネルギー等環境に配慮しながら施設設備の計画的な整備と維持管理を行う。建物については、長期的な視点による改築等も考慮し、最適な時期、規模による投資を行う。
	2 安全管理に関する目標		2 安全管理に関する目標を達成するための取組
40	(1) 防災対策、個人情報保護を含む情報セキュリティの強化等リスクマネジメントを充実させ、学生と教職員の安全確保に努める。	(62)	大地震の発生等不測の事態に備え、次のことに取り組む。 ① 防災資材の備蓄や防災訓練の実施等により危機管理体制を点検・強化する。 ② アリーナ等を有するキャンパス及び小峯グラウンドを地域の避難場所等として提供できるよう検討を行い、対応可能な対策を進める。
41	(2) 教職員の心身の健康保持に努める。	(63)	個人情報の保護については、関係規程に基づき適切に対応していくとともに、学内啓発を徹底し、情報資産の保全に努める。
		(64)	教職員の健康保持を図るため、健康相談体制の充実や健康管理に関する意識啓発を推進する。
	3 人権に関する目標		3 人権に関する目標を達成するための取組
42	人権尊重に関する啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的な取組を進める。	(65)	ハラスメント等の人権侵害の防止と適切な対応を確保するため、相談員への研修会の実施や外部相談員の設置等により、相談体制を充実させる。また、相談体制の周知を強化する。